

大分県報

令和八年
号外（六五）
九月三十日

（水曜日）

目次

条 例

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定 一
美しく快適な大分県づくり条例の一部改正 一

〇 条 例

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和八年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十三号

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第二項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和八年内閣府令第十六号。以下「一時保護委託基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（非常災害対策）

第三条 登録一時保護委託者は、災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施

令和八年九月三十日

大分県報号外（条例）

一

設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 登録一時保護委託者は、非常災害に備えるため、定期的に必要な訓練（夜間又は夜間を想定したものを含む。）を行うよう努めなければならない。この場合において、避難及び消火に対する訓練については、少なくとも毎月一回、行うよう努めなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、非常災害対策に関する基準については、一時保護委託基準府令第八条に定めるところによる。

（食事）

第四条 登録一時保護委託施設は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成等による児童の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。

2 登録一時保護委託施設は、食育の推進のため、責任者を置き、食育の計画を定める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 登録一時保護委託施設は、入所している児童に食事を提供するときは、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、食事に関する基準については、一時保護委託基準府令第十七条に定めるところによる。

（暴力団関係者の排除）

第五条 登録一時保護委託者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

（その他の基準）

第六条 この条例に定めるもののほか、一時保護委託者の登録等に関する基準は、一時保護委託基準府令その他の法第三十四条の二十二第三項に規定する内閣府令で定める基準によるものとする。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十四号

美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例

美しく快適な大分県づくり条例（平成十六年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。